

「人口減少克服・地方創生」に向けて

昨年5月、日本創成会議は、現状の出生率と大都市圏への人口移動が続けば、日本の市町村の約半分が消滅してしまう恐れがあるとの推計を発表し、国民の「希望出生率」の実現を図ることや、東京一極集中に歯止めをかけるといった対策を提言した。

しかしながら、平成26年の出生数は約100万人と前年に比べ約3万人少なく、過去最少となる見込みであり、人口移動についても、東京都の転入超過数は3年連続で増加するなど、東京一極集中はさらに加速しているのが現状である。

国においては、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、「地方創生」を最重要課題として位置付け、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、昨年末には、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」を策定し、人口減少の克服と地方の創生に向けた取組を本格化させている。

また、今年3月には総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針となる「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、今後5年間で「少子化対策集中取組期間」と位置づけ、3人以上の子どもがいる「多子世帯」の負担軽減など5つの重点課題を設定し、結婚支援も含め、政策を効果的かつ集中的に投入するとしたところである。

我が国が、人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、国全体として子育て支援を強化・充実し、男女がともに働きながら子育てができるような社会的な環境づくりを行うことが重要であり、同時に大都市から、子育てがしやすい地方に、人の流れを変える必要がある。

「人口減少克服・地方創生」に向けて、地方が創意工夫を凝らしながら主体的・自立的に魅力ある地方づくりを進めると同時に、国においても東京一極集中を是正するための強力な政策の推進、とりわけ地方への新しい人の流れを作り出す、あらゆる機能の地方移転を進めるべきである。

中国地方知事会としては、国家的課題である「人口減少克服・地方創生」の推進のため、国と一丸となって取組を進める決意であり、国においても、地方の実情に応じた人口減少克服・地方創生の取組を推進するよう、次の事項について、強く求める。

1 地方版総合戦略の策定にあたって

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」の策定にあ

たっては、情報や人材の支援を行うとともに、地方の取組を後押しすること。

また、地方の戦略が国施策との連携により実効性が発揮されるよう、今後、各自治体において策定される地方版総合戦略を十分に踏まえ、国施策を強化すること。

2 地方への分散のために

(1) 企業の地方分散促進

東京一極集中を是正し、全国各地で多様で活力を有する地域を創出するため、企業の本社機能等を地方に移転する取組等を支援する新たな税制が早期に創設されたことは評価するところであるが、企業が地方に移転する上でのインセンティブがより高まるよう、今回創設した税制の拡充や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、税負担の軽減を拡充し、地方への企業の移転を一層促進すること。

また、高速交通基盤や情報通信基盤など企業の地方移転に欠かせない環境を充実させること。

(2) 大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の新設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

(3) 政府関係機関の地方分散

試験研究・研修機関などの国の機関については、東京圏に存在する必然性を国が自ら点検し、思い切った地方への分散を推進すること。

なお、地方移転に当たっては、地方中核都市に偏ることのないようにすること。

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえるために

(1) 若者が出会い・結婚し・出産し・子育てできる社会づくり

若者がそれぞれのライフプランを描き、希望どおり結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、雇用の安定、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実など、切れ目ない支援、制度づくりを進めるとともに、地方の取組に必要な財政支援の充実を図ること。

また、結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発などにより、若年層の関心を高め、社会全体で応援する機運づくりを推進すること。

(2) 子育て家庭等の経済的負担の軽減

子どもは国の未来を担う存在であり、出生率を高め、社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、小児医療費や多子世帯の保育料・教育費等の軽減など、国の責任において、子育て家庭等の経済的負担のさらなる軽減を進めること。

なお、子育て家庭等の経済的負担の軽減に取り組む地方の自主的な取組を阻害することのないよう、小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

(3) 女性の活躍促進、仕事と育児の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育てに関する制度を利用しやすい職場風土の醸成、女性の就業継続や再就職・創業支援、男性の家事・育児分担に対する意識改革、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と子育てを両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。

また、税制面などのインセンティブにより、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業の支援の充実を図ること。

4 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

(1) 地域産業の競争力強化

地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

(2) 地方を支える産業と働く場の創出

中山間地域ならではの「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。また、農林水産業の活性化による農林水産事

業者の所得の向上や雇用の確保を図るため、中山間地域の多様な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の取組に対する支援策を一層充実させるとともに農業生産法人の育成など就業希望者の定着に向けた支援策を講じること。

(3) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組の円滑な実施に配慮するとともに、企業が海外展開を行う場合のグローバル即戦力人材の確保など、地方だけでは確保しにくい人材確保を支援すること。

(4) 地方の高速交通ネットワークの充実

企業の地方分散の促進や地方の産業競争力強化を図るため、広域的な交通基盤である高速道路等のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、幹線道路網の整備に加え、地方の実情に応じたきめ細かな高速道路の料金割引施策の導入や、高速鉄道網の整備促進、地方航空路線の充実を図ること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 「地方」への移住・定住

地方への移住・定住を促進するため、移住者に対する住まいや就職等に対する支援及び地方が設置する移住相談窓口の充実が図られるよう、地方が取り組む施策への支援制度を創設すること。また、大都市から地方への移住希望者層の拡大を図るため、地方移住に関するキャンペーンの実施など地方移住に関する全国的な機運醸成を図ること。

(7) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律な基準で県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけでは

なく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても若者が住み続けることができるよう、定住自立圏構想、小さな拠点の形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

また、分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「連携中枢都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。

5 人口減少克服・地方創生のための財源確保

今般、平成26年度補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労の連携など、総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成28年度以降における新型交付金の検討にあたっては、既存の地方向けの補助金を寄せ集めて振り替えるのではなく、継続的に大胆な規模の財源を上乗せして確保するとともに、適切な目標管理の上で、地方が創意工夫しながら、柔軟に活用できる制度とすること。

また、地域の実情を踏まえた施策を着実に展開できるよう、平成27年度地方財政計画で新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充し、必要な財源を確保すること。

6 地方の声を反映させる仕組み

地方創生の推進に当たっては、当事者である地方の声を反映させる仕組みにより、地方の意見を活かすこと。

平成27年5月19日

中国地方知事会

| | |
|-------|-------|
| 鳥取県知事 | 平井伸治 |
| 島根県知事 | 溝口善兵衛 |
| 岡山県知事 | 伊原木隆太 |
| 広島県知事 | 湯崎英彦 |
| 山口県知事 | 村岡嗣政 |